

福岡県公報

平成二十九年九月二十二日
第三千九百二十八号
増刊
①

目次

教育委員会

- 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) ……………
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………
- 福岡県教育庁事務分掌規程及び福岡県教育文化表彰者選考基準の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………

教育委員会

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年九月二十二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第十四号中「福岡県障害児就学指導委員会」を「福岡県障がい児就学指導委員会」に改める。

(福岡県障害児就学指導委員会規則の一部改正)

第二条 福岡県障害児就学指導委員会規則(昭和五十年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい児就学指導委員会規則

第一条中「障害のある幼児」を「障がいのある幼児」に改め、「障害児」を「障がい児」に改め、「福岡県障害児就学指導委員会」を「福岡県障がい児就学指導委員会」に改める。

第二条第二号中「障害児」を「障がい児」に改める。

(福岡県教育委員会表彰規則の一部改正)

第三条 福岡県教育委員会表彰規則(昭和四十四年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「障害」を「障がい」に改める。

(福岡県立特別支援学校学則の一部改正)

第四条 福岡県立特別支援学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害による」を「障がいによる」に改める。

第二条第一項中「障害種別」を「者」に改める。

別表及び同表注中「障害種別」を「者」に改め、「知的障害」を「知的障害者」に改め、「肢体不自由」を「肢体不自由者」に改め、「聴覚障害」を「聴覚障害者」に改め、「視覚障害」を「視覚障害者」に改め、「病弱」を「病弱者」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第三号

本 庁
出先機関

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二二日

福岡県教育委員会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領の一部を改正する訓令

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領（平成二十八年三月福岡県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障がい理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領

第一条中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第二条第一号中「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）」を

「障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）」、難

病を原因とする障がい」に、「障害（以下「障がい」を「障がい（以下「障がい」に、「

者であつて、障害」を「人であつて、障がい」に、「もの」を「人」に改め、同条第二

号中「障害がある者にとつて、」を削り、「観念」の下に「、偏見」を加える。

第三条の見出し中「障害」を「障がい」に改め、同条中「障害者に対し、障害」を「

障がいのある人に対し、障がい」に、「障害者でない者」を「障がいのない人」に、「

障害者の」を「障がいのある人の」に改める。

第四条第一項及び第三項中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第五条第一項中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同条第二項中「障害者と障

害者でない者」を「障がいのある人と障がいのない人」に改め、同条第四項中「障害者

」を「障がいのある人」に改め、同条第六項中「障害種別」を「障がい種別」に改め、

同項後段中「障害者」を「障がいのある人」に、「障害の状態」を「障がいの状態その

他個々の具体的場面及び状況」に改める。

第七条第一項中「障害」を「障がい」に改め、同条第三項中の「障害の」を「障がい

の」に、「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第八条第一項中「障害を」を「障がいを」に、「障害者及び」を「障がいのある人及

び」に改め、同条第二項中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分及び第一号中「障害」を「障がい」に改め、同項第

二号中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同条第二項中「障害者に対し障害」を

「障がいのある人に対し障がい」に改め、同条第三項中「障害」を「障がい」に改める

。第十条中「障害者」を「障がいのある人」に、「障害を」を「障がいを」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第六号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程及び福岡県教育文化表彰者選考基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

正する訓令

（福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正）

第一条 福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号

）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号ワ中「福岡県障害児就学指導委員会」を「福岡県障がい児就学指導委員会」に改める。

（福岡県教育文化表彰者選考基準の一部改正）

第二条 福岡県教育文化表彰者選考基準（平成十年八月福岡県教育委員会教育長訓令第

五号）の一部を次のように改正する。

基準一 第一号関係中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。